

泉佐野市手話言語条例に規定する施策の推進に係る方針

泉佐野市手話言語条例(令和4年条例第40号。以下「条例」という。)第3条第2項の規定に基づき、施策の推進に係る方針を次のとおり定める。

1. 施策の基本的方向

聴覚障害者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、障害の有無に関わらず、全ての市民がともに認め合い、支えあう地域共生社会を実現するために、市民や事業者到手話が言語であることをさらに啓発し、より身近な場で手話を学ぶことのできる取組みを行っていく。また、現在、音声言語で提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境づくりを進めていく。さらに、聴覚障害者が、日常生活及び社会生活の中で意思疎通を図るうえで重要な役割を担う手話通訳者について、実働人数を増やすことに加えて、継続的に高度な手話の技術を有するよう育成を行い、迅速に派遣できる体制の充実に努める。

2. 現状と課題

(1) 身体障害者手帳の所持者数(各年度末時点)

年度(末現在)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害全体	4,384人	4,339人	4,299人	4,241人	4,205人
聴覚障害	361人	361人	375人	377人	370人
比率	8.2%	8.3%	8.7%	8.9%	8.8%

聴覚障害の内数(等級は総合等級)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
令和3年度	17人	73人	45人	83人	0人	152人
令和2年度	18人	74人	51人	75人	0人	159人
令和元年度	18人	70人	55人	80人	1人	151人

(2) 現在の取組状況(令和5年1月時点)

(ア) 手話通訳者の設置

地域共生推進課窓口にてパートタイム会計年度任用職員として設置。

毎週月・火・水・金曜日の9:30～15:00まで。年間10か月勤務。

(イ) 登録手話通訳者の派遣

市登録手話通訳者33人(内訳:手話通訳士3人、府登録手話通訳者2人、手話奉仕員28人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(～12月末)
派遣回数	314回	238回	258回	219回
報償費支払額	1,357,680円	925,840円	949,680円	799,460円

(ウ) 手話奉仕員養成講座の開催

午後の部・夜間の部の2枠で週2時間、年間45回程度開催。受講定員午後・夜間合計40人。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(～12月末)
受講者数	12人	中止	11人	16人

修了者数	10人	中止	8人	開講中
------	-----	----	----	-----

(エ)手話通訳者研修会の開催

昼の部月1回、夜の部2か月に1回開催。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(～12月末)
開催回数	17回	中止	11回	14回
延べ受講者数	134人	中止	65人	153人

(オ)成人講座の開催

年間3回開催、令和2～3年度は中止。

令和元年度は3回開催。テーマは「消費税の軽減税率について」・「日本遺産日根荘について」・「防犯・交通安全について」

令和4年度は令和5年3月に開催予定。テーマは「泉佐野市の日本遺産について」

(3)課題事項

(ア)市主体で行う理解啓発活動の不足

手話に関する理解が十分浸透しているとは言えず、市職員、事業者、市民へのさらなる理解啓発が必要。今後の施策の充実のためには、部会・サークル・手話通訳者と協力して周知・啓発を行う必要がある。

(イ)手話通訳の担い手不足

派遣通訳・舞台通訳・講師活動など手話通訳が必要とされる場面が多くあるが、担い手が充足しているとは言えない。通訳者の育成が必要である。

(ウ)手話奉仕員養成講座の受講者数減少

講座の受講者数が長年にわたり減少し続けており、特にここ数年は新型コロナ禍の影響が大きい。受講者数を増やす何らかの方策が必要である。

(エ)市の窓口設置通訳者が現状パートタイムのため、いない日・時間帯が多い。

人員枠としては、フルタイム会計年度任用職員として、週4日9時～17時と、パートタイムで週1日9時～17時の枠で雇用する分の予算は確保しているが、担い手不足のため埋められていない。

(オ)新型コロナウイルス感染症への対応

現状、フェイスシールドを配布する等、できる範囲の対策は行っているが、新型コロナ陽性となった方から手話通訳の要請があった場合など課題の残る部分も多い。

(カ)手話通訳者の職業病である頸肩腕症候群への対応

手話通訳者の健康維持のために、頸肩腕症候群の予防のための施策が必要である。

3. 推進施策

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

- ①手話言語条例の周知に関する取り組みを実施します。
- ②手話への理解の促進及び手話の普及を図るための取り組みを実施します。
- ③子どもたちに、手話とふれあう機会を提供します。
- ④市民に、手話に関する学習の機会を提供します。

(2) 手話による意思疎通及び情報の取得の機会の拡大を図るための施策

- ①市主催のイベントや講演会等における手話通訳の実施に努めます。
- ②聴覚障害者成人講座の実施および内容の充実に努めます。

(3) 手話通訳者の確保、養成その他手話による意思疎通を支援するための施策

- ①市窓口における手話通訳者の設置を維持し、設置時間の拡大に努めます。
- ②手話通訳者の実働人数を増やすため、通訳者の技術の向上を図るための施策について検討します。特に、手話奉仕員養成講座を修了された方を主な対象とした、レベルアップ講座の開催について、早期に検討します。
- ③手話通訳者が健康で活動しやすい環境をつくるための施策について検討します。
- ④手話通訳者研修会について、研修内容の充実に努めます。
- ⑤手話通訳者派遣事業のあり方について、市と通訳者が協議する場を設けます。

この方針は、令和5年3月16日から施行する。